

## イー・クイックキャッシュ取引規定

SMB C コンシューマーファイナンス株式会社の保証にもとづき、スルガ銀行株式会社(以下「当社」という)と行う、カードローン取引(以下「この取引」という)は、次のとおりとします。

### 1. 契約の成立

この取引の契約は、当社所定の方法により申し込み、当社が審査を行い適当と認めて契約応諾を通知することにより成立します。

### 2. 取引方法

(1)「この取引」は、当社本支店のうちいずれか1か店のみで開設することができます。

(2)この取引における当座勘定取引とは、カードローン規定に規定する現金自動預入支払機の利用による当座勘定の入出金、および3.による自動融資だけとし、小切手、手形の振出、または引受けはいたしません。

(3)この取引における当座貸越借入れは、(2)の取引により発生するものとします。

(4)この当座勘定への入金、直ちに資金化できるもの(通貨、または他預金からの振替など)に限るものとします。

### 3. 自動融資

カードローン申込書(以下「ローン申込書」という)により届け出た指定預金口座が、口座振替出金等のため資金不足となったとき、その不足相当額をこの当座勘定から自動的に出金します。これを自動融資といいます。ただし、指定預金口座の資金不足が、7.、8.の返済による場合を除きます。自動融資により当座勘定から出金する場合には、カードの呈示、または当社所定の請求書の提出は不要とします。

### 4. 貸越極度額

(1)貸越極度額は契約応諾の通知の際に確定させます。なお当社がやむを得ないものと認めて極度額を超えてお客さまに当座貸越を行った場合にも、この規定の各条項が適用されるものとします。

(2)当社は(1)にかかわらず、この取引の当座貸越極度額を変更できるものとします。この場合当社は、変更後の貸越極度額及びおよび変更日をお客さまに通知するものとします。

### 5. 取引期間

(1)お客さまがこの取引にもとづき当該ローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間(以下単に「カード取引期間」という)は、契約成立日からその1年後の応当月の末日までとします。ただし、期限までに当社からお客さまに期限を延長しない旨の申出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

(2)期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合、もしくは満67歳の誕生日を迎えた場合は、次によることとします。

①期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。

②貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。

③期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

④本規定に基づく残債務がある場合、7.定例返済にかかわらず当社請求に基づく一括返済もしくは当社指定の返済条件にて分割返済することとします。

(3)当社が(1)の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれ

に応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくても直ちに報告してください。

## 6.貸越金利息等

- (1)貸越金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円とし、毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日)に当社所定の利率または当社が特にお客さまに対して適用する優遇利率によって計算します。利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×利率/365の算式により行うものとします。(この場合、貸越元金の返済のため当社が受け入れた証券類の金額は当該証券類が決済されるまでは貸越残高に加えて計算するものとします)
- (2)利息は7.による定例返済に含めて支払うものとします。
- (3)貸越利率は銀行の定める基準利率を基準として、基準利率の変更に伴って、引き上げ、または引き下げることができるものとします。
- (4)金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、当社所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- (5)当社が特にお客さまに対して優遇利率を適用した場合には、当社は、当社の店頭または現金自動預入支払機に提示することなく、またお客さまに対して通知することなく、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。
- (6)当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年19.5%(365日の日割計算)とします。

## 7.定例返済

- (1)お客さまは、毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日。以下「定例返済日」といいます)に前月10日(銀行休業日の場合は翌営業日、また期間満了後の場合は期間満了日)現在の当座貸越残高(以下「基準日の貸越残高」という)に応じて、次のとおり返済するものとします。

前月10日現在の貸越残高	当月の返済金額
1万円未満の場合	前月10日現在の貸越残高+利息・遅延損害金
1万円以上50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円
200万円超300万円以下	4万円

- (2)前月11日以降定例返済日前日までの間に随時弁済したことによって、定例返済日前日の当座貸越残高が(1)に定める返済金額未満となった場合には、(1)の規定にかかわらず、お客さまは定例返済日前日現在における当座貸越残高の金額、および利息・遅延損害金を返済するものとします。
- (3)利息・遅延損害金の合計額が(1)に定める返済金額を超過する場合は、利息・遅延損害金の合計額を返済額とします。
- (4)定例返済金の充当の順序は、①遅延損害金、②利息、③元本とします。

## 8.自動引落し

7.による返済は自動引落しの方法によることとし、お客さまは、ローン申込書において別途指定した返済用預金口座(以下「返済用預金口座」という)に毎月定例返済日までに返済金相当額を預入するものとし、当社は定例返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてるものとします。また万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも当社は同様の処理ができるものとします。

ただし、返済用預金口座の残高が返済金相当額に満たない場合には、当社はその一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。

## 9. 随時返済

- (1) 7.による定例返済のほかに随時に任意の金額を返済できるものとします。
- (2) 随時返済は、8.の自動引落しによらず直接当社の店頭または現金自動預入支払機において行います。
- (3) (2)の随時返済は、当座貸越期限内にいつでも当社本支店の窓口で、現金、小切手、振込等により、または当社本支店の現金自動預入支払機で、現金、振込等により、自由に当座貸越借入金の返済をすることができます。なお、返済金額は当座貸越借入金の範囲内といたします。
- (4) 小切手および手形等が当座貸越口座に受入れられた場合は、当座貸越借入金の担保として譲渡したものとし、これが資金化され次第当座貸越借入金の返済に充当されるものとします。
- (5) 定例返済が遅延している当座貸越口座への入金については、入金額が遅延金合計額に満たない場合は全額「返済用預金口座」に入金することとし、入金額が遅延金合計額を超える場合は遅延金合計額を「返済用預金口座」に入金し、残額は随時返済とします。ただし、「返済用預金口座」から当座貸越口座への遅延金の返済は、1か月単位の金額といたします。

## 10. カード再発行手数料の引落し

この取引で、カード紛失・盗難などによるカード再発行の手数料費用は、当社所定の日、方法によりローン申込書記載の返済用預金口座から普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、引落しのうえその支払にあてるものとします。

## 11. 期限の利益の喪失

- (1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知催告等がなくともこの取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い直ちに弁済します。
  - ① 7.および8.に定める返済金の支払を遅延し、1か月後の返済日にいたるも支払わなかったとき。
  - ② 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ④ 預金その他の当社に対する債務について仮差押え、保全差押えまたは、差押えの命令、通知が發送されたとき。
  - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき。
  - ⑥ 相続の開始があったとき。
- (2) 次の各号の場合には、当社の請求によってこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い直ちに債務を弁済します。
  - ① 当社に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - ② 当社との取引約定の一つでも違反したとき。
  - ③ 本取引に関し当社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 12. 貸越の中止

- (1) 6.の利息の支払および7.に定める返済が遅延している場合または、11.によりこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。
- (2) (1)のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、当社はいつでも新たな貸

越を中止することができるものとします。

### 13.解約

- (1)お客さまはいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、お客さまは当社所定の書面により取引店に通知し、直ちに本取引による債務を全額弁済します。
- (2)11.の各号の事由があるときは、当社はいつでもこの取引を解約することができるものとします。
- (3)(2)によりこの取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、この取引による債務を直ちに全額弁済します。

### 14.銀行からの相殺

- (1)この取引による債務を履行しなければならない場合には当社は貸越元利金等と預金その他当社の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- (2)(1)によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

### 15.お客さまからの相殺

- (1)支払期にある預金その他当社に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2)(1)により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。
- (3)(1)によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当社の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

### 16.占有物の処分

この取引による債務を履行しなかった場合には、当社は占有しているお客さまの動産、手形その他の有価証券(混蔵寄託による共有持分を含む)を、かならずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当できるものとします。

### 17.債務の返済等にあてる順序

- (1)この取引による債務のほか当社に対する他の債務がある場合に、当社から相殺するときは、当社は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定できるものとし、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (2)①この取引による債務のほか当社に対する他の債務がある場合に、債務の返済またはお客さまから相殺するときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。  
②①による指定がなかったときは、当社がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (3)(2)①の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
- (4)(2)②または(3)によって当社が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

### 18.危険負担、免責条項等

- (1)当社に差入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷した場

合には当社の請求により代り証書等を差し入れてください。

- (2)この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)を届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえはそれらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 19.届出事項の変更

- (1)氏名、住所、印章、電話番号その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当社に届出てください。
- (2)前項の届出を怠ったため、当社に最後の届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

## 20.報告および調査

- (1)当社が債権保全上必要と認めて請求した場合は、お客さまの信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2)お客さまの信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、当社から請求がなくても遅延なく報告するものとします。

## 21.取引規定の変更

この取引の取引規定の内容を変更する場合(ただし、利率および損害金の割合が変更される場合を除く)、当社は変更内容および変更日を書面で通知します。この場合変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

## 22.合意管轄

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所沼津支部を管轄裁判所とすることに合意します。

## 23.個人情報情報の登録・利用

お客さまは、個人情報情報の利用に関して、銀行に別途差し入れた「個人情報情報の取り扱いに関する同意書」記載の内容に同意します。

## 24.成年後見人等の届出

- (1)お客さまについて家庭裁判所の後見、保佐および補助開始の審判により、成年後見人、保佐人および補助人が選任されたときは、直ちに書面によりその旨を当社に届け出ます。
- (2)お客さまについて家庭裁判所により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに書面によりその旨を当社に届け出ます。
- (3)お客さまについて、すでに成年後見人、保佐人および補助人が選任されているとき、または任意後見監督人が選任されているときにも、前2項と同様に、直ちに書面によりその旨を当社に届け出します。
- (4)前3項の届出内容に変更が生じたり、または取消の届け出内容に変更または取消が生じた場合にも、直ちに書面によりその旨を当社に届け出ます。
- (5)前4項の届け出を怠ったために生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

## 25.反社会的勢力の排除

- (1)お客さまは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、

その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行なわないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3)お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して当社に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社からの請求によってお客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また当社は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。

(4)前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

(5)第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本規定は失効するものとします。

以上  
(2017年7月現在)